

第 5 次八幡市総合計画基本計画（基本計画の施策・主な取組）〈中間案（未定稿）〉

第 1 章 ともに支え合う「共生のまち やわた」

第 1 節 共に生きる社会

めざす姿 すべての人の人権が尊重され、多様な人々が地域の中でいきいきと活躍できています。

①人権・平和の尊重

- 人権尊重に向けた相談体制の充実
 - ・ 人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談の充実を図るとともに、人権擁護活動を進めます。
- 人権に関する教育・啓発活動の充実
 - ・ 市民の人権意識を喚起するための学習機会の提供と、多様な人権問題解決に向けた様々な啓発活動等の取組を推進します。
- 平和構築への関心の喚起
 - ・ 関係団体と連携し、平和を構築していく意識の高揚を図るとともに、平和に関する学習機会や情報の提供に努めます。
 - ・ 戦没者の慰霊と平和への誓いを新たにするため、引き続き戦没者追悼式を開催します。
- 外国人との共生社会の構築
 - ・ 外国人の生活・就労・就学のための日本語習得支援を継続するなど、地域で孤立せず、共生できる環境の整備を進めます。

②男女共同参画の推進

- 男女の人権の保護
 - ・ 男女間の暴力を未然に防ぐため、啓発や予防、相談、被害者への支援等、様々な対策を進めます。
 - ・ セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の人権侵害の防止に向け、啓発事業を進めます。
- 男女共同参画の推進
 - ・ 「八幡市男女共同参画プランる一ふ計画Ⅱ（後期プラン）」に基づき、総合的・計画的に施策を推進します。
 - ・ 職場や社会における男性優位の解消に向け、市役所が率先して市職員の管理・監督職や審議会等委員の女性比率を高めます。
- ワーク・ライフ・バランスの確保
 - ・ 男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家庭生活のバランスを図れるよう、広報や情報提供、企業等への啓発を進めます。

③障がいのあるなしにかかわらず地域で安心して暮らせる社会の推進

- 相談・保健医療体制の充実
 - ・ 意思決定が困難な障がい児・者が本人の自己決定を尊重し、適切に障がい福祉サービスが利用できるよう、相談支援体制を構築します。
 - ・ 長期にわたり精神科病棟に入院している障がい者など、精神障がいにも対応できる保健・医療サービスの充実に努めます。
- 自立・参加支援体制の充実
 - ・ 社会参加に向けた創造活動、文化・スポーツ活動への支援を進めます。
 - ・ 障害者自立支援協議会を中心とした関係機関との連携強化により、一般就労を含めた就労系サービスの利用促進を図るとともに、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援を進めます。
- 福祉サービスの充実
 - ・ 障がいの種別によらない一体的な障がい福祉サービスの提供に努めます。
 - ・ 移動支援や日中一時支援事業、意思疎通支援事業など、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり
 - ・ 権利擁護事業、成年後見制度の利用を進め、消費者としての障がい者を支援します。
 - ・ 障がい者の地域における生活の維持及び継続の充実に図るため、居住の場の確保や点字・声の広報などコミュニケーション支援の拡充等を進めます。
 - ・ 広報紙及びホームページの活用や市民向け講座等の開催により、市民に対して「障害者差別解消法」の周知及び障がいについての理解を深める啓発活動を推進します。
 - ・ 障がい福祉サービス事業所や当事者団体が開催するイベント等への支援を図ります。
 - ・ 障がいのある方の地域における共生を進めるため、絆ネットワーク構築支援事業を推進します。

④地域の絆と支え合いによる共生社会の推進

- 地域福祉推進体制の充実
 - ・ 住民・地域団体主体の地域での助け合い・支え合いを行う「絆ネットワーク」づくりを、社会福祉協議会との協働により進めます。

- ・ 地域福祉における連携と担い手づくりを進めるため、地域単位やテーマ別、専門職別など様々な切り口による座談会を通じた地域課題解決の取組「『わたしたちの談活』プロジェクト」を、社会福祉協議会との協働により進めます。
 - ・ 年齢や障がいにより十分な判断能力を有しない方が地域で安心して暮らすことの出来るよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用を支援します。
- **生活に困っている方への多様な支援の充実**
- ・ 生活保護の受給に到らない生活困窮者等の抱える複雑多様化した問題への対応の充実を図るため、適切な相談支援を進めます。
 - ・ 生活保護制度の適切な運用を図るため、適切な相談・支援体制の構築と受給の適正化を進めます。
 - ・ 生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向け、関係機関と連携し、就労支援等の充実化を進めます。

第2節 協働による地域づくり

めざす姿 多様な担い手による地域づくりが活発に行われ、地域のつながりが広がり、暮らしの安心が高まっています。

①コミュニティ活動による地域づくりの推進

- 地域コミュニティ活動の充実
 - ・ 自治連合会との連携により、自治組織団体への加入の促進など地域コミュニティ活動の充実に関する地域の取組への支援を進めます。
- 地域コミュニティ活動の基盤整備
 - ・ 地域コミュニティ活動が活発に行われるよう、必要に応じてコミュニティ施設等の整備を支援します。
- 多様なコミュニティ組織による地域づくり
 - ・ 絆ネットワークや学校支援地域本部をはじめ、様々なコミュニティ組織による、多様な分野での地域づくりと組織間の連携を促進します。
- 地域防災体制の充実
 - ・ 自主防災組織など地域における災害時の共助体制が充実するよう、組織の拡充と活動の促進に向けた支援を推進します。

②新たな担い手による地域づくり

- 地域づくりの担い手（NPO・ボランティア等）の育成
 - ・ 防災・防犯、環境、福祉など、多様な分野における市民協働が進むよう、NPO・ボランティアなど担い手組織や人材の育成を進めます。
 - ・ 市民協働・市民参画を進めるための指針の策定を引き続き検討します。
 - ・ 男山地域まちづくり連携協定に基づき行われている多様な地域づくりの取組を、今後もさらに促進します。
- 生涯学習の機会の拡充
 - ・ 生涯学習の成果が社会参加や地域におけるつながり、共助体制の構築等につながるよう、新しい知識や現代的課題の学習、生きがいや心の豊かさの追求などの学習ニーズに応じて、関係機関との連携強化を図り、多様な形態・内容のプログラムの充実化を進めます。
 - ・ 市民の生活機能を高めるとともに、地域活動など社会参加・社会貢献の促進につなげるため、生涯学習の重要な拠点である図書館における図書・情報提供を充実させます。

第2章 子どもが輝く「未来のまち やわた」

第1節 子育て支援

めざす姿 妊娠・出産から子育てまで、地域で一貫したサポートが受けられることで、安心して前向きに子育てができる人が増えています。

①妊娠・出産・育児サポート

- 妊娠・出産・子育て環境の整備と充実
 - ・ 妊娠・出産から子育てまで、一貫したサポートが受けられ、安心して子育てができる環境整備を進めます。
 - ・ 保護者が安心して子育てができるよう、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの充実など、子どもが健やかに育つ環境の整備に取り組みます。
 - ・ より多くの人に八幡市の子育て環境を知ってもらえるよう、子育て支援施策の周知を図ります。
- 子ども・妊産婦の保健体制の充実
 - ・ 乳幼児の健全な育成や妊産婦の健康保持・増進など、母子保健の充実を図ります。
- 相談・支援体制の充実
 - ・ 多機関多職種ネットワークによる支援と相談援助技術の向上に取り組みます。
 - ・ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置など、連携支援体制の構築に努めます。
 - ・ 福祉に携わる専門職間が連携し行う座談会『わたしたちの談活』プロジェクト（むすびの談活）を社会福祉協議会と協働で実施し、相談・支援体制の充実につなげます。
 - ・ 貧困や家庭問題などを抱える家族を支援するため、絆ネットワーク構築支援事業を推進します。
- ひとり親家庭支援の充実
 - ・ ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、必要な相談及び生活・経済的支援を実施します。

②就学前教育・保育の充実

- 就学前教育・保育の充実
 - ・ 就学前教育・保育の充実のため、認定こども園化を推進するとともに、各園の実情を踏まえた保育内容・教育内容の充実を図ります。
 - ・ 小学校への円滑な移行を図るため、幼小連携の強化を図ります。
- 公立就学前施設の再編
 - ・ 子ども・子育て会議の答申に基づき、公立の就学前施設を小学校区単位で認定こども園に再編します。
 - ・ 公立就学前施設の再編により、適切な園児数と人員を確保し、効果的かつ効率的な運営を図ります。

第2節 子どもの生きる力の育成

めざす姿 次代を担う子どもたちの「生きる力」が備わっています。

①学校教育

- 学校教育の充実
 - ・ 魅力ある学校づくりを進め、子どもの生きる力を育てます。
 - ・ 豊かな人間性を育み、社会のニーズに応じた教育を推進します。
 - ・ 心身ともに健やかに成長できる教育環境を構築します。
- 学校教育環境の整備
 - ・ 適切な教育環境の整備に向け、引き続き老朽化への対応等を図ります。
- 配慮が必要な子どもへの支援体制の整備
 - ・ 不登校など、学校に関わる子どもや保護者の様々な悩みに適切に対応し、支援できる体制を整備します。
 - ・ 障がいのある児童生徒への支援体制を、関係機関との連携を図りながら充実させます。
 - ・ 障がいのある子どもに対する療育支援の充実を図るとともに、インクルーシブ教育との連携を図ります。

②児童・青少年の健全育成

- 放課後における児童の健全育成
 - ・ 児童が安心して放課後を過ごすことができるよう、放課後児童健全育成施設と放課後学習クラブとの連携による「放課後子ども総合プラン」を推進します。
- 青少年の健全育成
 - ・ 青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等の活動支援など、地域を挙げて青少年の健全な育成を支える取組を進めます。
 - ・ 青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等との連携を通じ、青少年健全育成を担う人材の育成を図ります。

第3章 誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」

第1節 健康で幸せのまちづくり

めざす姿 市民の誰もが健康に関心を持ち、地域のつながりと自然に健康づくりが進むまちのなかで、いきいきと幸せを感じながら、健康寿命が延びています。

①健康づくり習慣の定着促進

- 健康意識の向上促進
 - ・ 健康マイレージ事業など、インセンティブにより健康無関心層が参加したくなるしかけづくりを推進します。
 - ・ 健康づくりに関する情報提供の充実を図るため、コミュニティ等で健康づくりに関する情報が伝達される仕組みづくり（健幸アンバサダー）を推進します。
 - ・ 各種検（健）診の受診率向上を図るため、受診しやすい環境整備を推進します。
- 運動習慣の定着促進
 - ・ より多くの市民に運動習慣の定着を図るため、ライフスタイルに応じて参加できる運動教室、介護予防教室等の開催を促進するなど、環境整備を進めます。
 - ・ 身近で運動できる場所の確保に向けた取組を進めます。
 - ・ 幅広い年代層がスポーツを楽しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツ参加機会の創出と事業の展開を図ります。
 - ・ 市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を図るとともに、スポーツの振興を担う人材の育成を図ります。
- 健康的な食・生活習慣の定着促進
 - ・ 食生活改善推進員を育成し、各種教室の開催などの活動を促進します。
 - ・ 食に対する意識の高揚を図るとともに、地産地消の取組を通じ、学校や家庭、地域等との連携を進め、食育を推進します。
 - ・ 保健指導等による生活習慣の改善促進を図ります。

②地域のつながりを生かした健幸づくり

- 地域で支える介護予防の推進
 - ・ 地域が主体となった介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・生活支援サービスの充実に取り組みます。
- 産官学の連携と市民協働の仕組みづくり
 - ・ 企業や大学等との連携により、高齢者が心身ともに健康となるための新しいプログラムづくりを拡充します。
- 社会的活動への参加促進
 - ・ シルバー人材センター等を通じた高齢者の就労機会の提供を促進します。
 - ・ 地域行事や老人クラブ活動など、様々なコミュニティ活動への参加を促進します。
 - ・ 幅広い層の地域福祉活動、ボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と協働で「わたしたちの談話」プロジェクト（めばえの談話）を実施します。

③健幸につながるまちの基盤づくり

- 歩きやすい、歩いて楽しい道づくり
 - ・ ウォーキングルート整備やウォーキングイベントの開催等により、歩きたくなる空間づくりを推進します。
 - ・ 景観や環境に配慮するとともに、歩きやすい歩道の整備や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進し、快適な道路環境の整備を促進します。
- 出かけたくなる都市環境の整備
 - ・ 誰もが安全で快適に公共施設を利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、飲食店や事業所等も含めた受動喫煙対策の充実化を促進します。
 - ・ 「八幡市公園の長寿命化計画」に基づき、市民が健康づくりや交流等に利用しやすい公園整備を進めます。
 - ・ 安心して歩行できる環境整備に向け、歩道整備を進めるとともに、警察と連携した交通ルール・マナーの向上を図る各種啓発事業に取り組みます。
 - ・ 移動手段のさらなる充実を図るため、公共交通に関する研究・検討を行います。

第2節 医療・介護の連携

めざす姿 医療・介護の連携が進み、市民が住み慣れた地域で「幸せ」に暮らし続けられる体制が整っています。

①医療基盤の充実

- 地域医療・救急医療体制の確保
 - ・ 山城医療圏内における身近な医療から高度な医療までの体系的な医療体制の確立に向け、関係機関との連携を進めます。
 - ・ 広域的な連携による救急医療体制の確保を進めます。
 - ・ 小児救急医療体制の確保に向け、引き続き関係機関との調整を進めます。
- 感染症対策の推進
 - ・ 関係機関と連携し、予防接種事業の充実を図るとともに、予防知識の啓発・相談指導により、平常時からの感染症対策を推進します。
- 医療費助成制度の推進
 - ・ 子育て世代、障がい者、ひとり親家庭、高齢者等の経済的な負担を軽減するため、福祉医療制度の適切な運用を図りま

す。

○ 医療保険制度の健全運営

- ・ 国民健康保険制度の健全運営に向けて、保険料収納率の向上や、医療費の適正化等の取組を推進します。
- ・ 平成30年度から国民健康保険料滞納分を京都地方税機構に移管し、保険料収納率の向上を図ります。
- ・ 後期高齢者医療制度については、京都府後期高齢者広域連合と連携を図りながら、健全運営に努めます。

②地域包括ケアシステムの推進

○ 地域包括ケアシステムの構築

- ・ 在宅医療・介護連携を目的とした多職種連携在宅療養支援協議会や地域ケア会議の開催により、関係機関の連携を推進します。
- ・ 認知症サポーターの養成や八幡市あんしんネットワークの普及など認知症施策の充実に向けた取組を推進します。
- ・ 年齢により判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・ 誰もが安全で快適に公共施設を利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

○ 介護保険サービスの充実

- ・ 介護保険事業計画に基づき、サービスの供給体制の確保を進めるとともに、サービス利用者や介護者への支援、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。
- ・ 高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、絆ネットワーク構築支援事業の一環として取り組んでいる住民主体で行う見守り活動などを促進します。

第4章 自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」

第1節 シビックプライドの醸成

めざす姿 市民が八幡市の自然や歴史、文化芸術に触れる機会を通じて、生活が豊かになるとともに、まちへの愛着と誇りが高まっています。

①文化芸術活動の振興

- 市民が文化芸術に接し交流する機会の拡充
 - ・ 幅広い年代層が歴史や文化芸術に触れる機会を創出するために、市民ニーズに応じた事業の展開に努めます。
 - ・ 文化芸術活動の推進・指導を担う人材の育成を図ります。
 - ・ 市文化センターや松花堂庭園・美術館を中心に、文化芸術を通じた交流を促進します。
 - ・ 山城地域の文化交流イベントを継続し国際交流の機会創出に努めます。
- 市民による文化芸術活動の促進
 - ・ 地域の祭礼や伝統行事を含め、市民が主体的に行う様々な文化芸術活動の振興を促進します。
- 文化遺産の保存及び活用
 - ・ 国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の保存・整備と文化遺産としてのさらなる活用を進めます。
 - ・ 将来にわたって文化財を守り伝えるため、地域や学校等を通じて啓発に努めます。
 - ・ 地域の文化財を後世に伝えるための基盤づくりとして、継続的に文化財の調査を行います。
 - ・ 市内遺跡の発掘を通じて地域の歴史的な特徴を把握し、文化遺産の活用を反映します。
 - ・ 地域の歴史に関する資料の収集や蓄積を図り、地域の歴史像の復元に努めます。

②お茶のある幸せの風景の創出

- お茶に親しむ機会の創出
 - ・ 茶文化体験をはじめ、子どもや高齢者、障がい者など多様な人々がお茶に親しめる機会の提供を、生産団体・学校等の関係団体や地域との連携により進めます。
 - ・ 本物志向・知的好奇心のある観光客を誘致するため、観光客がステータスを感じ、茶道関係者からも評価されるプレミアムな茶会の開催を検討します。
 - ・ 市民や観光客が「八幡のお茶」を理解し、興味を持つことができるよう、八幡市産てん茶を使用した茶会・茶香服など気軽に茶文化を体験できるイベント等の実施を進めます。
- 茶文化の発信
 - ・ 本物志向で好奇心旺盛な観光客の満足度に応えるため、茶文化と芸術等とのコラボレーションによる特徴的なイベントの開催により、新たな出会いの創出を進めます。
 - ・ 松花堂庭園を活用した茶事体験やイベント等を通じ、若い世代を含め多くの市民と海外の観光客との国際交流を促進します。
 - ・ 市民間で松花堂昭乗、小堀遠州らの想いや八幡の茶文化のあり方・本質の考察・追求を進め、茶文化の浸透を図ることにより、「新・閑雲軒」創造への機運を高めます。
 - ・ 日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かし、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」や石清水八幡宮、松花堂庭園茶室を拠点とした茶文化の魅力発信を進めます。

③豊かな自然・歴史との触れ合い

- 自然と触れ合うきっかけづくり
 - ・ 自然と触れ合う機会の充実を図るため、自然観察会や収穫体験等の事業を進めます。
 - ・ 市民・来訪者が自然や歴史・文化・観光関連施設等を安全で安心して周遊できるよう、河川・緑地空間・既存道路を利用し、自転車・歩行者道の整備を推進します。
 - ・ 「みどり」を大切にす豊かな心を育むため、みどりのつどい（グリーンカーテン講習会）を開催します。
- 自然景観の保全
 - ・ 「八幡市みどりの条例」に基づき、「みどりの約束」の締結による男山・社寺林の保護育成や「ふるさとの森」「ふるさとの木」の保全を進めます。
 - ・ 日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」の保全を進めます。
 - ・ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。
- 歴史景観の保全
 - ・ 石清水八幡宮、東高野街道、松花堂、流れ橋などの歴史景観の保全を進めます。

第2節 幸せと出逢う観光まちづくり

めざす姿 多くの人が八幡市を訪れ、その豊かな自然と歴史・文化芸術に出逢い、幸せを感じられる環境が整っています。

①「観幸のまち やわた」のブランド構築

- ブランドの構築
 - ・ 観光客から選ばれる観光地となるため、市民の観光まちづくり意識の醸成や観光客の本物志向・知的好奇心を満たす付加価値の創出を図ります。
 - ・ 「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」に基づき、ブランドコンセプト「茶文化薫るはちまんさんの門前町 一神と

仏、三つの川、人と人が出会うまち」に沿った PR を進めます。

- ・ 地場農産物の種類・量を充実させ、生産履歴の記帳等により「安心・安全・新鮮」を PR し、販売を促進します。
- ・ 八幡ブランド商品の開発・普及事業を促進します。

○ **プロモーションの推進**

- ・ 時代に即した情報発信に向け、SNS の活用、動画配信等、目的に応じた情報提供方法の研究・検討・活用を推進します。
- ・ 広域 PR 紙や広域連携で取り組むパンフレットなど既存の取組を強化します。
- ・ 観光協会をはじめ、多様な情報発信機能を有する関係機関等との連携を強化し、国内にとどまらず、海外に向けたプロモーションを積極的に行います。

○ **観光まちづくりを進める体制づくり**

- ・ 関係機関との連携推進による既存の体制強化を図るとともに、お茶の京都 DMO（一般社団法人京都山城地域振興社）や他市町村等との広域連携を推進します。
- ・ 市民や事業者など付加価値を提供する主体が、自由に議論と挑戦・検証を重ねながら事業を進められる体制や場の創設と、それらの主体による創造的事業の創出を促進します。

②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進

○ **石清水八幡宮を生かした交流拠点づくり**

- ・ 石清水八幡宮の歴史的景観を考慮した八幡市駅周辺の再整備など、交流拠点の整備と歴史文化を活かしたプログラムの開発を行います。

○ **資源を活かした周遊・体験・滞在型の広域観光の推進**

- ・ 市民・NPO・事業者等による観光資源を活かしたイベント、体験プログラムの開発・開催促進など、滞在型の観光施策の充実を促進します。
- ・ 観光協会や近隣市町など関係機関との連携を強化し、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」及び日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かしたイベントの実施など、お茶などの文化資源や三川合流域などの景観資源等をつなぐ周遊型の広域観光の取組を推進します。

○ **おもてなし環境の整備**

- ・ これまで以上に交通の要衝となるよう、交流拠点化に向けたハード整備を促進するとともに、ソフト対策を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、石清水八幡宮のアクセス向上に向けた道路案内標識等の整備を進めるとともに、案内看板等の多言語化及び統一基準の策定を検討します。
- ・ ボランティアガイドや観光事業者等の活動を支援し、人材育成を進めます。
- ・ 民泊新法（住宅宿泊事業法）に対応するための情報把握や研究を進めます。

第5章 しなやかに発展する「活力のまち やわた」

第1節 活力の担い手育成

めざす姿 地域の経済・産業を担う人材や企業が育ち、八幡市に活力をもたらしています。

①商工業の振興

- 商工業の振興
 - ・ 商店街等地元商店の活性化につながる自主的な取組への支援を推進します。
 - ・ 商工会・工業会との連携を強化し、経営支援の充実を図り、販路開拓支援を進めます。
- 八幡発の創業の推進
 - ・ チャレンジ精神にあふれた起業家の輩出に向け、起業支援など商工会事業の充実と起業に係る経済的支援を推進します。
- 就業支援
 - ・ 京都ジョブパーク、地域若者サポートステーションと連携し、個別就職相談を進めます。
 - ・ ハローワーク、商工会、工業会と連携し、地元雇用を促進します。
- 産業と地域の共生
 - ・ 自動車処理産業の適切な操業に向けた指導及び環境整備を推進します。

②農業の振興

- 担い手の育成・強化
 - ・ 八幡市地域担い手総合育成支援協議会など関係団体等との連携により、認定農業者および新規就農者の育成・確保を進めます。
- 生産基盤の強化
 - ・ 農産物の生産に必要な施設整備等について、農業団体の取組への支援を実施します。
 - ・ 耕作放棄地の発生防止や農家の経営安定化等を図るため、農地の利用集積を推進します。
- 地産地消の推進
 - ・ 農産物直売所での販売促進や市内学校給食を通じて、新鮮な地場農産物を提供することにより、地産地消を進めます。

第2節 活力の基盤整備

めざす姿 八幡市ににぎわいをもたらす基盤が整備されています。

①企業立地の推進

- 企業の進出可能な土地の確保
 - ・ 八幡京田辺 JCT・IC 及び八幡東 IC 周辺の土地利用を想定した都市計画変更等を行い、競争力のある工業・商業基盤の整備を進めます。
 - ・ 新市街地整備による活力の創出と税源涵養に資する事業用地の創出を進めます。
- 農地の保全
 - ・ 都市近郊・消費地という立地条件を活かした持続可能な農業経営を推進するため、農地利用集積を進めるとともに、周辺の土地利用と調和した多面的機能を有する優良な農地の保全を図ります。
- 企業誘致の推進
 - ・ 京都府市町村企業誘致推進連絡会議と連携し、優良企業の誘致を推進します。

②人・物の流れをつくる基盤の整備

- 新名神高速道路（八幡京田辺～高槻間）の整備促進
 - ・ 平成 35 年度の全線開通に向け、整備を促進するとともに、八幡京田辺 JCT・IC 周辺のアクセス道路の整備を進めます。
- 市内幹線道路の整備
 - ・ 都市計画道路八幡田辺線及び都市計画道路内里高野道線等の整備を促進します。
 - ・ 市道二階堂川口線、市道橋本駅前線等の整備を推進します。
 - ・ 歩行者等の安全を確保するため、国道 1 号をはじめとした歩道整備を進めます。
 - ・ 市東部地域と木津川右岸域を結ぶ新たな連絡道路の整備を促進します。
- 交流拠点の整備
 - ・ 京阪八幡市駅周辺では、都市機能の誘導を図るとともに、観光まちづくりの観点から商業機能の充実による賑わいの創出を図ります。また、交流拠点としての機能を高めるため、放生川踏切の拡幅や市道科手土井線の歩道整備、駅周辺の放置自転車対策等を進めます。
 - ・ 京阪橋本駅周辺では、生活・交流の拠点としての都市機能の誘導を図ります。また、交流拠点としての機能を高めるため、市道橋本南山線と京阪橋本駅を結ぶ市道橋本駅前線の整備を推進するとともに、橋本駅前周辺整備を進めます。
- ニーズに応じた公共交通の充実
 - ・ ニーズに応じた市内公共交通の更なる充実を図るため、既存路線の乗り継ぎ利便性の向上や、コミュニティバスの利用促進に取り組みます。

第6章 持続可能な「安心・安全のまち やわた」

第1節 環境と発展の調和

めざす姿 持続可能な発展を可能にする環境にやさしい社会システムが実現しています。

①環境にやさしい暮らしの創出

- 環境にやさしい暮らしの実践の支援
 - ・ 市民団体（八幡市環境市民ネット）と連携し、市内幼稚園・保育園などで環境教育を実施するとともに、みどりのつどい（グリーンカーテン講習会）の開催等を通じて、省エネの普及啓発を図ります。
 - ・ 人と自然が共生する環境にやさしいまちを目指し、身近なテーマを中心に環境問題に関する意識啓発を図るため、スマート・エコ祭を開催します。
- 交通渋滞と夜間の騒音対策
 - ・ 物流・交流拠点化に伴う交通量の増加に対応し、交通渋滞の緩和に寄与する道路整備を促進します。
 - ・ 環境基準が満たされているか、毎年度、騒音測定を行います。
- 環境に配慮した事業活動の支援と指導
 - ・ 環境に配慮した事業活動の実践を支援するため、事業者を対象とした学習会や説明会を実施します。
 - ・ 環境汚染等の未然防止・再発防止のための監視・事業者への指導を強化します。
 - ・ 安心・安全な農産物を提供するため、環境にやさしい農業を進めます。
- 美しい八幡づくり
 - ・ 美しい八幡を持続させるため、市民や事業者と連携による定期的な環境美化活動を展開するとともに、「八幡市『美しいまちづくりまかせて！』事業」を推進します。
 - ・ ペットマナーやポイ捨て、空き地管理など市民のマナー向上の取組を行います。
 - ・ 不法投棄防止啓発看板の設置やパトロールを行い、不法投棄対策を強化します。

②資源の循環利用

- 資源の循環利用に協力しやすい工夫
 - ・ 限りある資源を有効利用するため、3R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）の啓発活動の充実を図り、ごみの減量化を推進します。
 - ・ 正しい分別方法について多様な方法で情報提供することにより、ごみの減量化と資源リサイクルの協力を促します。
- 収集システムの整備
 - ・ 資源物回収拠点の整備と効率的な収集活動を推進します。
 - ・ 城南衛生管理組合の効率的な運営の促進と処理施設の適切な維持管理を推進します。

第2節 安心・安全

めざす姿 災害に強く、犯罪や事故を抑制できるなど、安心・安全を支える仕組みと基盤が整っています。

①地域ぐるみでの防犯・交通安全対策の推進

- 犯罪の発生しにくいまちづくり
 - ・ 治安に関わる情報提供の充実と高齢者や若い世代に対する防犯教育・啓発の取組を推進します。
 - ・ 警察との連携による各種防犯活動を進めるとともに、犯罪の発生傾向を踏まえた防犯パトロールを実施します。
 - ・ 地域における様々な主体が連携した防犯活動の促進と担い手の育成を支援します。
 - ・ 犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラの整備・維持更新をすすめるとともに、市内の道路照明のLED化を推進します。
- 詐欺被害や消費者トラブルの防止
 - ・ 消費者トラブル・詐欺被害を未然に防止するため、警察・関係団体等と連携し、世代ごとの特徴（事例）に合わせた消費者教育や啓発活動を進めます。
- 交通事故の発生しにくいまちづくり
 - ・ 子どもや高齢者の交通安全意識を高めるため、学校や地域を対象にした交通安全教室等の取組を進めます。
 - ・ 交通ルール・マナー向上のため、警察など関係機関と連携し、各種啓発の強化に努めます。
 - ・ 警察など関係機関と連携し、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備を進めるとともに、放置車両対策の充実を図るなど、交通安全対策を強化します。

②自助・共助・公助による防災・減災対策の推進

- 危機管理体制の強化
 - ・ 災害の未然防止及び減災対策を計画的・総合的に進めるため、「八幡市地域防災計画」に基づき、市の危機管理体制の強化を図ります。
 - ・ 災害時に市民が必要な情報を速やかに得られるよう、災害情報の伝達手段の多様化・充実を図ります。
 - ・ 災害備蓄品の計画的な更新を図ります。
 - ・ 災害時において防災拠点としての機能を維持することができる庁舎への建替えを進めます。
 - ・ 災害時の広域的な連携・支援が図られるよう、多様な機関との広域的な災害対応ネットワークの構築を進めます。
 - ・ 国民保護事案等への対応力の強化を図ります。
- 自助・共助による防災・減災

- ・ 市民の防災行動力の向上に向け、防災知識・情報の入手や家庭での備蓄・家具転倒防止対策などの対策の充実を促進します。
- ・ 自主防災組織による防災活動の活発化や地区防災計画の策定を促進します。
- ・ 障がいや高齢により配慮が必要な人の避難について、自治会や民生児童委員協議会などの協力により支援を行う災害時要援護者対策事業を推進します。
- ・ 障がいや高齢により配慮が必要な人が災害時に安心して避難できるよう、福祉避難所の確保や福祉避難所向け災害備蓄品の計画的な更新を行います。
- ・ 帰宅困難者対策の検討を行います。

○ 災害に強いまちづくり

- ・ 木津川、宇治川、桂川において、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく堤防強化工事を促進します。
- ・ 1級河川宇治川と木津川に囲まれた堤内農地の湛水被害防止のため、川北排水機場の排水ポンプ機能の長寿命化を進めます。
- ・ 土砂災害の防止に向け、急傾斜地の調査や治山対策を進めます。
- ・ 木造住宅の耐震化を促進します。

③火災予防の推進と迅速な消火活動

○ 火災予防

- ・ 火災予防運動（春秋の年2回）や地域防災訓練等を通じ、市民の防火意識・住宅火災予防等の高揚を図ります。
- ・ 女性防火推進隊との連携により、高齢者や災害弱者等に対する防火啓発の訪問指導を実施します。
- ・ 市内各事業所等の消防訓練指導を通じ、防火意識の高揚、防火管理体制の充実を図ります。

○ 消防力の強化

- ・ 訓練や研修、各種資格取得を通じて消防職員を育成し、機動的な対応力の向上を図ります。
- ・ 消防車・救急車の計画的な更新と消防資機材の整備を図ります。
- ・ 大規模又は広域的な災害に対応するため、近隣市町に加え、他府県消防組織との広域的な連携強化を図り、緊急消防援助隊の登録隊数の増隊を進めます。
- ・ 消防団活動の充実を図るため、訓練等を通じ団員の育成を進めます。

第3節 持続可能な暮らしの基盤づくり

めざす姿 人口減少社会の中にあっても、住みたい、住み続けたいと思える豊かで持続可能な暮らしの基盤が整っています。

①生活都市としての魅力の向上

○ 居住地としての八幡市の魅力発信

- ・ 住宅地の特徴や性質を踏まえたメリハリのある居住地の形成を図るとともに、若い世代に魅力的な住まいの供給を促進します。
- ・ 子育て環境や交通アクセス、豊かな自然・歴史文化など、居住地としての八幡市の魅力発信を進めます。

○ 男山地域の再生

- ・ 京都府を立会人とする関西大学・独立行政法人都市再生機構西日本支社・八幡市による男山地域まちづくり連携協定に基づく各分野の取組を進めます。
- ・ 男山団地分譲マンションの建替え支援を進めます。

○ 空き家の適正な管理と活用

- ・ 管理不全空き家の適正な管理について、適切な指導を図ります。
- ・ 官民協働による空き家の活用を検討します。

○ 公営住宅の適正管理

- ・ 市営住宅ストック総合活用計画に基づき、建物ごとに改善事業等を実施します。また、幅広い年齢層のニーズに対応するため、安全性の確保、居住性の向上、バリアフリー化を図ります。
- ・ 安全で快適な住まいを長く確保するため、市営住宅等長寿命化計画に基づき、非木造市営住宅の長寿命化を図ります。

②公共施設の適正管理とインフラ施設の更新・耐震化・長寿命化

○ 公共施設の適正管理

- ・ 八幡市公共施設等総合管理計画に基づき、施設分類別の適正な配置及び計画的な保全を推進します。
- ・ 旧小学校施設の今後のあり方について、具体的な検討を行います。
- ・ 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現するため、官民連携手法の導入を検討します。

○ 快適な道路環境の整備

- ・ 幹線道路について、路面性状調査の実施及び舗装補修計画に基づく適切な維持補修を図ります。
- ・ 生活道路について、利用者の安全性と快適性を高めるため、改良や狭小道路の整備に努めます。
- ・ 橋りょうについて、5年に1度の目視点検を行い、「八幡市橋の長寿命化修繕計画」に基づく適切な維持管理を進めます。

○ 上下水道事業の健全な運営

- ・ 健全な事業経営を行うため、水道料金及び下水道使用料の徴収率向上に努めます。
- ・ 水道水の安定供給のため、上水道施設・管路のさらなる耐震化を図ります。
- ・ 下水道施設の維持管理の充実を図るため、老朽化する施設の効率的な耐震化及び長寿命化を進めます。

第4節 戦略的な行財政経営

めざす姿 健全で持続可能な財政運営のもと、これからの時代にふさわしい市役所の体制が整い、効率的・効果的な行政サービスが提供されています。

①健全で持続可能な財政運営

- 計画的な行財政改革の推進
 - ・ 持続可能な財政運営を行うため、中期財政見通しを踏まえた行財政改革を推進します。
 - ・ 新地方公会計制度に基づき、財政状況の公表を推進します。
- 歳入の確保
 - ・ 市税・保険料等の公平・公正な確保を図るため、「八幡市債権管理条例」に基づく私債権の徴収率向上を図ります。
 - ・ 新名神高速道路の整備など企業立地の機運の高まりを踏まえた土地利用の見直しを行い、税源涵養策の展開を図ります。
 - ・ 行財政改革の計画を踏まえた使用料・手数料水準の見直しに努めます。
 - ・ 税外収入の確保を図るため、公有財産の利活用に取り組みます。
- 歳出の抑制
 - ・ 公共施設の維持管理経費等の抑制を図るため、固定資産台帳に基づく公共施設等のマネジメントを推進します。
 - ・ 限られた体制の中で、多様化する市民のニーズに対応していくため、民間事業者が業とする事業を中心に多様な担い手による行政サービスの提供を検討します。
 - ・ 行財政改革の計画を踏まえた第3セクターの運営改善を検討します。
 - ・ 限られた財源を効果的に活用するため、事業の廃止を含めた事務の見直し等を推進します。

②意欲と能力にあふれた組織と職員づくり

- 組織・職員の意欲と能力の向上
 - ・ 必要となる職員の確保と効率的・効果的な人員配置の推進を図ります。
 - ・ 職員の基礎能力及び政策立案能力、業務改善能力等の向上のため、充実した職員研修に取り組みます。
 - ・ 職員の意欲を高める働き方改革を推進するため、時間外勤務の削減に取り組むとともに、若手職員の積極的な登用・評価制度の効果的な活用を図ります。
- 公共を担う職員としての意識の向上
 - ・ 社会の一員としてのマナーの保持に加え、環境への配慮や個人情報保護・情報セキュリティの徹底、障がい者への合理的な配慮など、行政職員としての自覚を持った職務の遂行に努めます。
 - ・ 市民協働を推進するにあたり、職員も地域の一員として貢献するため、職員の地域活動への参加を促進します。

③新たな需要に応える効率的で効果的な行政サービスの提供

- 新たな行政需要に応える効率的で効果的なPDCAサイクルの実施
 - ・ 第5次八幡市総合計画及び各個別計画の進捗確認を行い、評価及び効果を検証し、その結果の公表に努めます。
 - ・ 第5次八幡市総合計画及び各個別計画の改訂並びに新規施策の構築においては、市民参画組織の設置、パブリックコメントの募集、市民アンケート調査及び統計データによる分析など、効果的に市民の声や環境変化を反映させながら、新たな行政需要に対応できるよう取り組みます。
 - ・ 複雑かつ多様な行政課題に対応するため、八幡市の特性や強み等の資源を最大限活用しながら、近隣自治体、民間組織等の多様な担い手と連携して取り組みます。
 - ・ 行政コストの削減を図るため、ICTの活用等による業務の効率化に取り組みます。
 - ・ 社会保障・税番号制度については、法に基づき適切な運用を図る中で、市民サービスの向上につながる取組の検討に向け、制度の動向を注視します。
- 市民サービスの向上と情報発信の充実
 - ・ 市役所新庁舎の建設を契機に、市民にとってさらにわかりやすく利用しやすい窓口のあり方等を検討します。
 - ・ 市民サービスの向上を図るため、ICT機器の活用等による窓口でのわかりやすい説明に努めます。
 - ・ 時代に即した、わかりやすい市政情報等の発信に向け、ホームページの充実等を図るとともに、SNSの活用、動画配信等、目的に応じた情報提供方法の活用を推進します。
 - ・ 公正で公平な透明性の高い市政を進めるため、情報公開制度の適切な運用を推進します。
- 個人情報保護と情報セキュリティ
 - ・ 個人の権利と利益を保護し、市に対する市民の理解と信頼を深めるため、組織的な個人情報保護を推進します。
 - ・ 情報セキュリティに関する職員への研修や啓発、訓練等を実施し、適切な運用を図ります。